

令和3年度 川崎町会計年度任用職員募集案内

(令和3年10月1日任用分)

会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき、任期を1会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)以内として任用される職員です。

会計年度任用職員希望者登録制度は、令和3年4月以降に川崎町で会計年度任用職員として勤務することを希望する方に、事前に登録していただく制度です。登録期間は令和4年3月31日までとなります。この制度により登録された方の中から、書類、面接等の選考を行い、採用を決定します。

なお、登録しても必ず採用されるとは限りませんのでご了承ください。

1 登録対象となる職種

対象となる職種については、別表の「令和3年度 川崎町会計年度任用職員募集職種一覧(令和3年10月1日任用分)」をご覧ください。

2 登録要件

次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得している方
- (2) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態を有している方
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

3 登録申込手続

(1) 提出書類

「令和3年度 川崎町会計年度任用職員希望者登録申込書」(以下「登録申込書」という。)に必要事項を記入(写真貼付のこと。)のうえ、総務課に提出(持参又は郵送)してください。

登録申込書は総務課で配布のほか、川崎町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 登録申込期間

受付は随時行っていますが、令和3年10月1日任用分については、手続きの都合上、令和3年9月17日(金)までに総務課に登録申込書を提出してください。

○持参の場合 午前8時30分から午後5時までに川崎町役場3階総務課に登録申込書等を直接提出してください。(土曜、日曜、祝日を除く。)

○郵送の場合 封筒の表に必ず「会計年度任用職員申込」と朱書きし、登録申込書等を特定記録郵便で郵送してください。令和3年9月17日（金）の午後5時までに到着し、書類が完備しているものに限り、受付します。

4 登録から任用までの流れ

- (1) 令和3年10月1日任用の会計年度任用職員については、会計年度任用職員希望者として登録された方の中から、書類、面接等の選考を行います。面接等に関する連絡は、全て登録申込書記載の連絡先に行います。選考の結果、採用を決定します。
- (2) 採用決定通知は、該当者のみに文書で行います。採用とならなかった場合には、特に通知等はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) (1)の選考の結果、採用とならなかった方、令和3年9月18日以降に登録申込書を提出された方は、そのまま会計年度任用職員希望者として登録され、令和4年3月31日までに新たに会計年度任用職員の任用が必要となった場合に、登録されている方の中から、書類選考のうえ連絡させていただきます。ただし、職種等の条件が合致した場合に限ります。
- (4) 他に就職先が決定した等の理由で、本町の会計年度任用職員を希望しなくなった場合は、速やかに総務課に連絡してください。

5 任用期間

任用期間は、令和3年10月1日から令和4年2月28日までです。

6 休暇・休日等

勤務条件に応じて、町の規定に基づき年次休暇（有給）等が付与されます。

7 給与等

(1) 給料

別表の一覧をご覧ください。

(2) 通勤手当

常勤職員に準じて支給されます。

8 社会保険等

勤務条件により、健康保険、労働保険等の適用があります。

9 その他

- (1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。
- (2) 原則として任用後1か月間は条件付採用とし、その期間を良好な成績で勤務したときに、正式に任用となります。

10 登録申込書の取扱いについて

(1) 個人情報の取扱い

登録申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員登録制度に係る任用手続きに必要な範囲内でのみ利用します。

(2) 希望者の登録及び登録申込書の廃棄

提出された登録申込書はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。また、登録期間（令和4年3月31日まで）終了後は、当方にて登録申込書を廃棄しますので、登録の更新を希望される場合は、再度登録申込書を総務課に提出していただくことになります。

11 問合せ及び提出先

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2
川崎町役場 総務課 会計年度任用職員担当
TEL 0947-72-3000（内線 307）